

## 新型コロナウイルス感染症対策を講じた事業所を 市内に有するみなさまへ

### （足利市新型コロナウイルス感染症対策支援金のご案内）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市内にある事業所において栃木県が展開する「新型コロナウイルス感染予防対策取組宣言」を講じた事業者を支援します。

#### 支援金額

○ 個人事業主 一律 5 万円

○ 法人事業者 一律 10 万円

※上記区分に応じて事業者単位で支援します。（申請は1事業者1回限り）

#### 支援対象者

☐ 中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者であること。

☐ 令和2年3月31日までに創業していること。

#### 支援条件

☐ 今後も事業を継続すること。

☐ 市内に事業を営む事務所、営業所、工場、商店、飲食店等を有すること。

☐ 令和2年4月1日以降に、感染症対策として、飛沫感染防止シートの設置や消毒液、非接触型体温計の購入等の対策を講じていること。

☐ 市税に滞納がないこと。ただし、感染症の影響により、納税の猶予を認められている場合はこの限りでない。

☐ 栃木県が展開する「新型コロナ感染防止対策取組宣言（※）」運動に係る事業者としての取組宣言を行うこと。

（※）栃木県が展開する「**新型コロナ感染防止対策取組宣言**」運動とは…

栃木県では、感染防止対策に取り組みながら、社会経済活動の本格展開を図るため、①各業界団体と連携した感染防止対策を徹底する取組と、②**各事業者の参加による感染防止対策の「見える化」の取組**を、県民運動として展開しています。

本支援制度では、上記②の取組に賛同いただき、事業者向けの「感染防止対策取組宣言書」及び「とちまるくん」のステッカーを掲示していただくことが支援条件の1つとなります。

※宣言書のダウンロードは栃木県のHPをご確認ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/sengen/torikumisengen.html>



栃木県HPのQRコード

#### 申請期間

令和2年8月3日（月） ～ 令和3年3月31日（水）



足利市 産業観光部 商業振興課

〒326-8601

足利市本城三丁目2145

☎0284-20-2156

（8:30～17:15／土日祝を除く）

## 提出書類

以下、①から⑥のすべての書類

①足利市新型コロナウイルス感染症対策支援金交付申請書兼請求書

②事業所の所在が分かる書類の写し

（法人：商業・法人登記事項証明書、個人事業主：事業所の外観写真等）

③感染症対策を講じたことが分かる写真等（設置状況が分かるもの）

④栃木県が展開する「新型コロナ感染防止対策取組宣言」運動に係る取組宣言書  
及び「とちまるくん」のステッカーを掲示していることがわかる写真

⑤誓約書

⑥申請者名義の通帳の写し

※個人事業主の方で住所地が足利市外の場合、「申請者の住所地の納税証明書（市税の  
滞納がないことを証明するもの）」を①から⑥に加えて提出してください。

## 申請方法

下記、足利市商業振興課へ郵送

- ▶ **新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、窓口での申請手続きによる「密集」「密接」を避けるため、郵送での提出にご協力ください。**
- ▶ **やむを得ず窓口へお越しになる場合は、完全事前予約制となります。**  
事前予約無しに御来庁いただいた場合、お待ちいただくことがありますので、  
ご承知おきください。

## ▼その他、ご注意ください。

- ・ ご不明な点がありましたら、事前に電話もしくはメールにて足利市商業振興課（0284-20-2156）へ確認をお願いします。
- ・ 必要に応じて、追加の資料の提出や事業所の調査をお願いする場合があります。

## ▼新型コロナウイルスに関する取り組み（企業の方へ向け）

①足利市HP



②経済産業省HP



③厚生労働省HP



④栃木県HP



※令和2年7月31日時点の情報をもとに作成しました。  
最新情報は各機関のホームページ等でご確認ください。